

鎌ヶ谷市自治会連合協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、鎌ヶ谷市自治会連合協議会(以下「自連協」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、鎌ヶ谷市役所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、鎌ヶ谷市内における自治会、町会等(以下「単位自治会」という。)相互の連携と親睦を図るとともに、その共通の問題を協議し、市民自治意識の高揚と社会福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 単位自治会との連絡調整に関すること
- (2) 市民の自治意識の高揚及び文化又は福祉の向上に関すること
- (3) 市民生活の安全及び環境整備の推進に関すること
- (4) 市行政への協力、要望、提案に関すること
- (5) 各種研修の実施に関すること
- (6) その他、本会の目的達成のため必要と認められる事業に関すること

第2章 組織

(構成員の範囲)

第5条 本会は、鎌ヶ谷市内の単位自治会をもって組織する。

(加入)

第6条 本会に新たに加入を求める単位自治会もしくは連合自治会(単位自治会の連合体を組織している自治会をいう。)は、本会加入を申請することを決議した総会議事録を添付し、書面をもって本会に届け出るものとし、理事会の承認後、本会の構成員となる。

(退会)

第7条 本会を退会しようとする単位自治会もしくは連合自治会は、本会退会を申請することを決議した総会議事録を添付し、書面をもって本会に届け出るものとし、理事会の承認を受けなければならない。

(地区自治会)

第8条 理事を選出する単位自治会もしくは連合自治会を地区自治会とする。

2 地区自治会は理事1名を選出するほか、本会の委員、代議員、地区ふれあい員等を選出しなければならない。

3 地区自治会の改廃については、理事会で審議する。

第3章 役員等

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 2名

会 計 2名

監 事 2名

2 役員の任期は2年とし、補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員を選出)

第10条 役員を選出は、次の定めによる。

(1) 会長、副会長、会計は、理事の中から互選により理事会において選出し、総会の承認を受ける。

(2) 監事は、理事以外の単位自治会長、連合自治会長、単位自治会役員等、もしくは連合自治会役員等から理事会において選出し、総会の承認を受ける。

(役員職務)

第11条 役員職務は、次の各号に定めるところとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 会計は、本会の財政を掌握し、総ての収支を明らかにする。

(4) 監事は、本会の経理及び事業を監査する。

(役員失職)

第12条 役員が理事の職を離れたときは、その職を失う。

(理事)

第13条 本会に、理事30名以内を置く。

2 理事の任期は2年とし、補充理事の任期は前任者の残任期間とする。

3 自連協の性格に鑑み、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に掲げる公職にある者及び鎌ヶ谷市に勤務する常勤の職員は理事になることができない。

4 理事在任中に前項に掲げる職に就いた者は、速やかに理事の職を辞するものとする。

(理事の職務)

第14条 理事の職務は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 本会の運営について、基本的事項を協議する。
- (2) 地区自治会の代表として、理事会に出席し、地区自治会と自連協、地区自治会同士並びに市との調整を行う。

(理事の報酬)

第15条 理事の報酬は、別に定める。

(代議員)

第16条 本会に代議員を置く。

2 代議員の任期は、1年とする。代議員は総会の構成員として、総会において提出された議案を審議する。

3 代議員は、当該年度の4月1日現在における地区自治会の世帯数に応じ、地区自治会が選出する。ただし、理事は兼務できない。

4 代議員の定数は、別表1に定めるところによる。

(顧問)

第17条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が理事会に諮り、委嘱する。

3 顧問の任期は委嘱の日から2年とする。

4 顧問は、会長の要請に応じ、会議に出席し、この会の健全な運営のために意見を述べることができる。

第4章 会議

(会議の種類)

第18条 本会の会議は、総会、自治会長会、理事会、役員会及び委員会とする。

(総会)

第19条 総会は、本会の最高議決機関であって、代議員をもって構成する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が招集する。議長は、その都度代議員の中から選出する。

3 定期総会は、年1回開会し、臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は代議員の3分の2以上の請求があったとき開催する。

4 定期総会は、本会の会計年度終了後3ヶ月以内に開催しなければならない。

(総会の権限)

第20条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改廃に関する事
- (2) 前年度の事業及び収支報告に関する事
- (3) 新年度の事業計画及び収支予算に関する事
- (4) 役員承認に関する事
- (5) その他、本会の重要事項に関する事

(総会の成立等)

第21条 総会は、代議員の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

2 議事は、出席代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、規約の改廃に関する事項については、出席代議員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(自治会長会)

第22条 自治会長会は、単位自治会長もしくは連合自治会長をもって構成する。ただし、第4項の主旨にかんがみ、地区自治会において出席することが望ましいと思われる単位自治会役員等もしくは連合自治会役員等については、250世帯に1人の割合を超えない範囲内で自治会長会の構成員となることができる。

- 2 自治会長会は、会長が招集する。
- 3 自治会長会は、年1回開催する。
- 4 自治会長会は、第4条の事業を円滑に行うために開催する。

(理事会)

第23条 理事会は、総会に次ぐ議決機関であり、理事をもって構成し、本会の運営について協議するため、必要に応じ開催する。

- 2 理事会は、会長が招集し議長となる。
- 3 やむを得ない事情により理事が会議に出席できないときは、事前に申請した者の代理人としての出席を認める。

(理事会の成立等)

第24条 理事会は、理事もしくは代理人の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第25条 役員会は、会長、副会長、会計をもって構成し、本会の会務を執行するため、必要に応じ開催する。

2 役員会は、会長が招集し議長となる。

(委員会)

第26条 委員会は、第4条に定める事業を審議、執行するため、理事会の議を経て設けることができる。

第5章 会計

(会計)

第27条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第29条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議を経て定める。

附 則

この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和61年5月10日から施行する。(改正前の規約により発生した役員の任期等については、なお従前の例による。)

附 則

この規約は昭和63年5月14日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規約は、平成2年5月20日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規約により選出された役員、監事の任期については、なお 従前の例による。

附 則

この規約は、平成7年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年5月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成14年5月25日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際、現に理事である者の改正後の規約第9条第1項から第3項までの適用に当たっては、地域の事情や歴史的な背景等を勘案して、当分の間、改正後の規約の規定により選出されたものと見なす。

3 この規約の施行の際、現に改正後の規約第9条第4項に定める職にある理事の取り扱いについては当該理事の所属する自治会又は連合自治会等で新たに後任の理事が選出されるまでの間、理事の職務を遂行するものとする。

4 この規約の施行の際、理事を選出した自治会又は連合自治会等の世帯数が、規定の世帯数に満たない場合又は規定の世帯数を大きく超えている場合は、速やかに適正な規模になるように努めなければならない。

附 則

この規約は平成15年5月24日から施行する。

附 則

この規約は平成16年5月22日から施行する。

附 則

この規約は平成17年5月28日から施行する。

附 則

この規約は平成19年5月26日から施行する。

附 則

この規約は平成21年5月23日から施行する。

附 則

この規約は平成25年5月25日から施行する。

附 則

この規約は平成29年5月27日から施行する。

別表 1（第 16 条第 4 項關係）

世 帯 基 準	代議員数（人）
5 0 0 未 満	1
5 0 0 以 上 ~ 1 , 0 0 0 未 満	2
1 , 0 0 0 以 上 ~ 1 , 5 0 0 未 満	3
1 , 5 0 0 以 上 ~ 2 , 0 0 0 未 満	4
2 , 0 0 0 以 上 ~ 2 , 5 0 0 未 満	5
2 , 5 0 0 以 上 ~ 3 , 0 0 0 未 満	6
3 , 0 0 0 以 上 ~ 3 , 5 0 0 未 満	7
3 , 5 0 0 以 上 ~ 4 , 0 0 0 未 満	8
4 , 0 0 0 以 上 ~ 4 , 5 0 0 未 満	9
4 , 5 0 0 以 上 ~ 5 , 0 0 0 未 満	1 0